

第69号議案

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約の一部変更の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条の2第1項の規定により、平成31年3月31日付けで多可町が北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園を脱退することに伴い、同条第2項の規定により、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約（昭和41年兵庫県指令地第5017号）を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により議決を求める。

平成30年9月3日提出

加東市長 安田正義

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約の一部を改正する規約

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約（昭和41年兵庫県指令地第5017号）の一部を次のように改正する。

第2条中「各市町」を「各市」に、「関係市町」を「関係市」に、「加東市 多可町」を「加東市」に改める。

第5条第1項中「10人」を「8人」に、「関係市町」を「関係市」に改め、同条第2項中「市町」を「市」に改める。

第6条中「関係市町」を「関係市」に改める。

第7条第1項中「4人」を「3人」に改め、同条第2項中「関係市町」を「関係市」に改め、同条第3項中「市町」を「市」に改める。

第8条、第10条及び第11条中「関係市町」を「関係市」に改める。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

第69号議案 要旨

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約の一部変更（要旨）

1 協議理由

平成30年度末をもって多可町が北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園から脱退することに伴い、規約を一部変更することを組合を組織する地方公共団体と協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

2 協議内容

多可町が脱退することに伴い、構成団体、組合議会の議員の定数及び副管理者の人数を変更すること。

3 施行期日 平成31年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、次の各市町（以下「<u>関係市町</u>」という。）をもつて組織する。</p> <p>西脇市 小野市 加西市 <u>加東市 多可町</u></p> <p>(議会の組織)</p> <p>第5条 組合の議会の議員（以下「<u>組合議員</u>」という。）の定数は<u>10人</u>とし、<u>関係市町</u>の議会の議員のうちからそれぞれ2人<u>関係市町</u>の議会において選挙された者をもつて組織する。</p> <p>2 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属していた<u>市町</u>はただちに補充しなければならない。</p> <p>(議員の任期)</p> <p>第6条 組合議員の任期は、<u>関係市町</u>の議会の議員としての任期による。</p> <p>(執行機関)</p> <p>第7条 組合に管理者1人、副管理者<u>4人</u>及び会計管理者1人を置く。</p> <p>2 管理者は、<u>関係市町</u>の長の互選とし、副管理者はその他の<u>関係市町</u>の長をもつて充てる。</p> <p>3 会計管理者は管理者の属する<u>市町</u>の会計管理者をもつて充てる。ただし、管理者が任期中欠けたときは新たな管理者が選</p>	<p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、次の各市__（以下「<u>関係市__</u>」という。）をもつて組織する。</p> <p>西脇市 小野市 加西市 <u>加東市_____</u></p> <p>(議会の組織)</p> <p>第5条 組合の議会の議員（以下「<u>組合議員</u>」という。）の定数は<u>8人__</u>とし、<u>関係市__</u>の議会の議員のうちからそれぞれ2人<u>関係市__</u>の議会において選挙された者をもつて組織する。</p> <p>2 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属していた<u>市__</u>はただちに補充しなければならない。</p> <p>(議員の任期)</p> <p>第6条 組合議員の任期は、<u>関係市__</u>の議会の議員としての任期による。</p> <p>(執行機関)</p> <p>第7条 組合に管理者1人、副管理者<u>3人</u>及び会計管理者1人を置く。</p> <p>2 管理者は、<u>関係市__</u>の長の互選とし、副管理者はその他の<u>関係市__</u>の長をもつて充てる。</p> <p>3 会計管理者は管理者の属する<u>市__</u>の会計管理者をもつて充てる。ただし、管理者が任期中欠けたときは新たな管理者が選</p>

任される間在任するものとする。

4・5 (略)

(管理者及び副管理者の任期)

第8条 管理者及び副管理者の任期は、関係市町の長の任期とする。

(経費支弁の方法)

第10条 組合に必要な経費は、関係市町に分賦する分賦金、補助金、助成金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する関係市町の分賦金のうち組合の通常の実務運営のために必要な経費に充てるための分賦金については次の方法により算定した額を関係市町に分賦する分賦金の額とする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

4 第2項に規定する分賦金のほか組合が特別に必要とする経費に充てるため、管理者は組合の議決を経て定める分賦金を関係市町に分賦することができる。

5 前項の規定により関係市町に分賦する特別分賦金の額は組合の議会を経て管理者が定める。

(分賦金の納入)

第11条 関係市町は前条の規定による分賦金を管理者の指定する期日までに納入しなければならない。

任される間在任するものとする。

4・5 (略)

(管理者及び副管理者の任期)

第8条 管理者及び副管理者の任期は、関係市の長の任期とする。

(経費支弁の方法)

第10条 組合に必要な経費は、関係市に分賦する分賦金、補助金、助成金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する関係市の分賦金のうち組合の通常の実務運営のために必要な経費に充てるための分賦金については次の方法により算定した額を関係市に分賦する分賦金の額とする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

4 第2項に規定する分賦金のほか組合が特別に必要とする経費に充てるため、管理者は組合の議決を経て定める分賦金を関係市に分賦することができる。

5 前項の規定により関係市に分賦する特別分賦金の額は、組合の議会を経て管理者が定める。

(分賦金の納入)

第11条 関係市は前条の規定による分賦金を管理者の指定する期日までに納入しなければならない。